

ク

マの胆嚢(熊胆=ユウタン、クマノイ)は、日本国内で1頭あたり数十万円以上という高額で取引されている。ワシントン条約ではすべてのクマ類の国際取引が規制されているが、いまだ密輸が絶えず、そのことが世界のクマ類に対する脅威のひとつとなっている。



日本に生息するツキノワグマ © 戸川 幸夫

・ユウタンの消費規模

厚生労働省の調査結果によれば、製薬会社・輸入販売業者によるユウタン使用量は、年平均 92kg 以上(クマ1頭分の乾燥ユウタンが 20g とするとクマ約 5000 頭分)に及ぶ。しかも、同省が把握していない業者による使用量は含まれていない。さらに、厚生労働省にはまったく把握されていない漢方薬店によるユウタン消費量(独自仕入れによる販売量)を試算したところ年 71kg~128kg に及ぶことがわかった。したがって、国内のユウタンの使用量は、控えめにみても、全体で年間 200 kg(クマ約 1 万頭分)前後の規模に及ぶと考えられる。

・国内で消費されるユウタンの供給源

1988 年から 2004 年にかけての 17 年間に正規に輸入されたユウタンは 1,226kg 未満である。これに正規に捕獲された国内産クマ類から採取可能なユウタンの量を最大限加えたとしてもそれらの合計は 1,900kg に満たない。一方、ユウタンの実際の消費量(年間 200kg 前後)は、17 年間で 3,400kg 前後となる。すなわち、実際のユウタン消費量は正規在庫によって得られたものの少なくとも 1.8 倍から 2.6 倍にものぼる。1988 年から時間の経過に従った正規在庫の蓄積と消費を考えると、(国内産ユウタンのすべてが市場に流れていたとしても)1994 年から 1995 年にかけて正規在庫は既に枯渇していることになる。現在市場を流通するユウタンのほとんどが、密輸品に依存していることは疑う余地がない。

・密輸された外国産ユウタンおよび国内産ユウタンの入手経路

今回の調査では、外国産野生クマのユウタン、中国クマ・ファーム産ユウタンおよび国内産野生クマのユウタンという 3 つの供給源になるユウタンが、それぞれ継続して関係業者に取り扱われている実態が改めて確認された。そのうち前 2 者の輸入ユウタンについては関係業者によって安定的な供給源と認識されており、ユウタンの密輸が常態化している実態が浮き彫りになった。また、国内産ユウタンも、量が限られておりかつ流通ルートがオープンでないという特徴はあるものの、継続して商業流通していることが確認された。

・今後の法制度的対応

ユウタンの国内取引(譲渡し・譲受け、引渡し・引受け、販売目的の展示を含む)が禁止されなければならない。そのために、鳥獣保護法、種の保存法及びそれらの施行細則の見直しが必要である。また、薬事行政においても、薬事法に基づく医薬品の公定規格書である日本薬局方からユウタンを削除するなどの措置が求められる。